

京都市創業支援工場条例を廃止する条例（平成27年3月27日京都市条例第65号）（産業観光局新産業振興室）

京都市創業支援工場は、優れた新しい技術を有するものの創業を支援する施設として設置したものです。本施設の開設後、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する京大桂ベンチャープラザ等の施設を本市の区域内に誘致するとともに、平成25年11月には本市からの補助金の交付及び土地の貸与を受け、公益財団法人京都高度技術研究所が京都市成長産業創造センターを開設するなど、創業支援のための施設の整備が進み、その設置の必要性が低下したため、これを廃止することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市創業支援工場条例を廃止する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第65号

京都市創業支援工場条例を廃止する条例

京都市創業支援工場条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(産業観光局新産業振興室)